

# 加古川市立加古川図書館読書(イベント)スペース利用規程

令和3年10月1日  
中央図書館長決定

## 1 読書(イベント)スペースの概要

- (1) 面積 69.5㎡(21.1坪)
- (2) 床材 塩化ビニールタイルc
- (3) 付属備品等

名称	数量	名称	数量
丸テーブル(φ900mm)	9台	長机	8台
椅子	36脚	パイプ椅子	20脚
自立式スクリーン	1台	プロジェクター	1台

## 2 利用条件

イベントスペースを利用できるのは、下記のいずれかの場合とする。

- (1) 加古川市、加古川市教育委員会等が主催する事業において利用するとき
- (2) 加古川図書館の指定管理者が主催する事業において利用するとき
- (3) カピル21ビルに入居するテナントが加古川図書館の指定管理者と連携して実施する事業において利用するとき。

## 3 利用申請

イベントスペースを利用するときは、原則利用開始日の1ヶ月前までに加古川図書館イベントスペース利用申請書(様式第1号)を中央図書館長に提出すること。

なお、利用申請は利用日の属する月の6ヶ月前の月の1日から受け付けることとするが、2(1)(2)における利用については公的利用とし、利用日の属する月の12ヶ月前の月の1日から受け付けることとする。ただし、いずれも1月については1月4日から受け付けることとする。

## 4 利用制限

- (1) イベントスペースは、本来館内の読書スペースとしての利用が主たる設置目的であることに鑑み、イベントスペースとして利用できる期間は1ヶ月のうち2週間を上限とする。ただし、加古川図書館の指定管理者が利用する場合を除く。
- (2) 1回の利用における利用期間は最長で1週間とする。ただし、法令等により実施期間等が定められているもの及び加古川図書館の指定管理者が利用する場合を除く。
- (3) 2(3)の場合において、1団体における1年間(4月～翌年3月)の利用上限はテナントごとに

各4週間とする。

## 5 禁止事項

- (1) 公序良俗に反する利用
- (2) 勧誘商法及び消費者問題等を発生させる恐れのある利用
- (3) 施設を汚損・破損する恐れのある利用
- (4) 管理運営上支障がある利用(定員超過、騒音等)
- (5) 特定の政治団体のための利用
- (6) 特定の宗教のための利用
- (7) 許可を受けた備品以外の持込のある利用
- (8) 利用の権利を他人に譲渡するための利用
- (9) その他中央図書館長が不相当と認める利用

## 6 原状回復の義務

施設又は設備等を滅失又は損傷したときは、原状回復すること。また、それに要する経費を負担すること。

## 付 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月31日から施行する。

この規程は、令和5年3月31日から施行する。